

医療DX推進体制について

当院は、医療DXを推進し、質の高い医療を提供できるように以下の取り組みを行っています。

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋の発行については現在整備中です。

(令和7年3月31日までの経過措置)

- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

(令和7年9月30日までの経過措置)

- マイナンバーカードの健康保険証の利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。

患者の皆さま、
マイナンバーカードで
受付してください ✓

今回お持ちでない方は、次回からご持参ください

一人ひとりの過去の薬剤・診療情報などに基づいたより良い医療が受けられます



2024年12月2日から
現行の健康保険証の新規発行は終了します

- 12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間です。
- 12月2日以降、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元ない方には、現行の健康保険証が使えなくなる前に「資格確認書」を順次交付します。
- カードの券面にある電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナポータルでも確認できます。期限切れの場合は市区町村窓口で再発行してください。
- 医療機関・薬局の窓口でカードが利用出来ない場合も、適切な自己負担(3割等)のもと、保険診療が受けられますので、安心して受診してください。

厚生労働省

とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証 or 暗証番号
- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。